

(参考)

◎ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について 比較表

新規通知（令和6年度）	現行（令和5年度）
<p data-bbox="840 646 1115 715" style="text-align: right;"><u>こ成保第218号</u> <u>令和6年3月29日</u></p> <p data-bbox="145 829 488 970">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 <u>児童相談所設置市市長</u></p> <p data-bbox="801 1013 1086 1045" style="text-align: right;"><u>こども家庭庁成育局長</u></p> <p data-bbox="224 1125 1041 1157">認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について</p> <p data-bbox="145 1204 1108 1410">認可外保育施設の指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（<u>令和6年3月29日こ成保第206号</u>本職通知。以下「指導監督通知」という。）により行われているが、同通知の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たすことにより、認可外保育施設についても一定の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要である。</p>	<p data-bbox="1579 284 2094 715" style="text-align: right;"><u>雇児発第0121002号</u> <u>平成17年1月21日</u> <u>【第1次改正】雇児発第0328001号</u> <u>平成20年3月28日</u> <u>【第2次改正】雇児発0303第1号</u> <u>平成29年3月3日</u> <u>【第3次改正】子発0930第4号</u> <u>令和2年9月30日</u> <u>【第4次改正】子発0322第4号</u> <u>令和3年3月22日</u> <u>【第5次改正】子発0131第7号</u> <u>令和5年1月31日</u></p> <p data-bbox="1131 829 1422 933">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1601 1013 2060 1045" style="text-align: right;"><u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</u></p> <p data-bbox="1198 1125 2016 1157">認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について</p> <p data-bbox="1131 1197 2094 1410">認可外保育施設の指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（<u>平成13年3月29日雇児発第177号</u>本職通知。以下「指導監督通知」という。）により行われているが、同通知の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たしていない施設が未だに数多く見られるところである。待機児童が存在し、認可外保育施設を利用せざるを得ない児童が多数存在することを踏まえ</p>

新規通知（令和6年度）	現行（令和5年度）
<p><u>ついては、認可外保育施設に対してより効果的な指導監督の実施を図る観点から、今般、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」を策定し、児童福祉法（以下「法」という。）第59条の2の5第2項の規定に基づく情報提供の一環として、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）がその旨を証明する証明書（以下「証明書」という。）を交付するとともに、その旨を公表する仕組みとしており、適切な運用が図られるよう対応方願います。</u> この仕組みについては、利用者への情報提供として適切に実施される必要があります。また、各都道府県等の区域を越えた認可外保育施設の利用者が存在することを踏まえれば、全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められることに特に留意願いたい。</p> <p><u>なお、本通知の適用に伴い、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。旧通知に基づき過去交付された証明書については、本通知による証明書を交付したものとみなすこととする。</u></p> <p><u>おって、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</u></p>	<p><u>ば、こうした認可外保育施設についても一定の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要である。</u></p> <p><u>こうした状況を踏まえ、認可外保育施設に対してより効果的な指導監督の実施を図る観点から、今般、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」を策定し、児童福祉法（以下「法」という。）第59条の2の5第2項の規定に基づく情報提供の一環として、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）がその旨を証明する証明書（以下「証明書」という。）を交付するとともに、その旨を公表する仕組みを導入することとしたので、適切な運用が図られるよう対応方願います。</u></p> <p>なお、この<u>新たな</u>仕組みについては、利用者への情報提供として適切に実施される必要があります。また、各都道府県等の区域を越えた認可外保育施設の利用者が存在することを踏まえれば、全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められることに特に留意願いたい。</p>

新規通知（令和6年度）	現行（令和5年度）
<p data-bbox="165 197 338 229">(別紙) (略)</p> <p data-bbox="147 344 443 376">別表 評価基準 (略)</p>	<p data-bbox="1149 197 1321 229">(別紙) (略)</p> <p data-bbox="1131 344 1426 376">別表 評価基準 (略)</p>

新規通知（令和6年度）

現行（令和5年度）

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等

第1 保育に従事する者の数及び資格

第1 保育に従事する者の数及び資格

1～2 (略)

1～2 (略)

3 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。	・過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）ではない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人ではない。	-	○				
	b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。	・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。						
	c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	・保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。						

3 国家戦略特別区域法第8条第7項の内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。	・過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）ではない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人ではない。	-	○				
	b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。	・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。						
	c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	・保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。						

4 (略)

4 (略)

第2 (略)

第2 (略)

第3

第3

1 (1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。	-	○				
	b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。		○	-			
(2) 非常口の設置	a 非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火災等非常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。	-	○				

1 (1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。	-	○				
	b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。		○	-			
(2) 非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。	-	○				

2 (略)

2 (略)

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）				
1 保育室が2階の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・転落防止設備がない。	-	○	1 保育室が2階の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・転落防止設備がない。	-	○
	b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置 ^(注) 及び訓練の実施に特に留意すること。 <u>(注)「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断をすること。</u> ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。	・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。 ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。	-	○		b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。 ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。	・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。 ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。	-	○
		常用	① 屋内階段 ② 屋外階段				常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	
		避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段				避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	
2～3 (略)					2～3 (略)				
第5～第6 (略)					第5～第6 (略)				
第7 健康管理・安全確保 1～2 (略)					第7 健康管理・安全確保 1～2 (略)				

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）				
<p>3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施</p> <p><u>【考え方】</u> 3a. bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。</p>	<p>a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 	-	○					
	<p>b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施）</p> <p>※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 	-	○					
	<p>c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 	-	○					
<p>4 職員の健康診断</p>	<p>a 職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施されていない。 	-	○					
	<p>b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。 	-	○					
<p>5 医薬品等の整備</p>	<p>a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。</p> <p>※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら等、消毒薬、絆創膏類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。 	○	-					
6	(略)				6	(略)			

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）				
7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	-	○	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	-	○
	b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ <u>窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</u>	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	-	○		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ <u>仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</u>	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	-	○
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	-	○		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	-	○
8 安全確保 a～i （略）					8 安全確保 a～i （略）				

新規通知（令和6年度）				現行（令和5年度）														
<p><u>j</u> 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、<u>に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</u></p>	<p>・当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。</p>	○	ニ															
	<p>・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。</p>	○	ニ															
	<p><u>k</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p>	<p>・定期的な訓練が実施されていない。</p>	-	○														
<p><u>l</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p>	<p>・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p>	-	○															
<p><u>m</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p>	<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（<u>令和5年4月1日 威安第2号通知</u>）に基づく報告が行われていない。</p>	-	○															
<p><u>n</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p>	-	○															
<p><u>o</u> 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	-	○															
	<p><u>i</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p>	<p>・定期的な訓練が実施されていない。</p>	-	○														
	<p><u>k</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p>	<p>・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p>	-	○														
<p>心</p>	<p><u>l</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p>	<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（<u>平成29年11月10日付け 府本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子発1110第1号通知</u>）に基づく報告が行われていない。</p>	-	○														
	<p><u>m</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p>	-	○														
	<p><u>n</u> 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	-	○														

新規通知（令和6年度）						現行（令和5年度）					
第8 利用者への情報提供						第8 利用者への情報提供					
1 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</p> <p>b 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>g 入所（利用）定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く掲示されていない。</p> <p>・左記 a～n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。</p> <p>・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。</p> <p>・「ここdeサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分</p>	-	○							
1 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</p> <p>b 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>g 入所（利用）定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く掲示されていない。</p> <p>・左記 a～n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。</p>	-	○							

新規通知（令和6年度）				現行（令和5年度）				
<p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p>	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の名氏及び連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p>	<p>-</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>-</p>				
<p>3 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>2. 法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の指導基準等</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 健康管理・安全確保</p>								
<p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p>	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の名氏及び連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p>	<p>-</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>-</p>				
<p>3 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>2. 法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の指導基準等</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 健康管理・安全確保</p>								

新規通知（令和6年度）				現行（令和5年度）			
1～2（略）				1～2（略）			
3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施 <u>【考え方】</u> <u>3a、bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状態をみて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。</u>	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	- ○	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	- ○
	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	- ○ - ○ -		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	- ○ - ○ -
	c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	- ○ - ○ -		c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	- ○ - ○ -
4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を <u>労働安全衛生法に基づき労働安全衛生規則に基づき</u> 採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	- ○	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	- ○
	b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	- ○ - ○ -		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	- ○ - ○ -
5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら等、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	○ -	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	○ -
6（略）				6（略）			

新規通知（令和6年度）						現行（令和5年度）					
7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	-	○		7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	-	○	
	b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ <u>窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから、</u> うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	-	○			b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ <u>仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、</u> うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	-	○	
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	-	○			c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	-	○	
8 (略) a~i (略)						8 (略) a~i (略)					

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）				
<p><u>j</u> 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて¹に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p>	<p>・当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。</p> <p>・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。</p>	○	ニ						
<p><u>k</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p>	<p>・定期的な訓練が実施されていない。</p>	-	○						
<p><u>l</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p>	<p>・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p>	-	○						
<p><u>m</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p>	<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（<u>令和5年4月1日こ成安第2号通知</u>）に基づく報告が行われていない。</p>	-	○						
<p><u>j</u> 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて¹に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p>	<p>・当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。</p> <p>・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。</p>	○	ニ						
<p><u>k</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p>	<p>・定期的な訓練が実施されていない。</p>	-	○						
<p><u>l</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p>	<p>・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p>	-	○						
<p><u>m</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p>	<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（<u>令和5年4月1日こ成安第2号通知</u>）に基づく報告が行われていない。</p>	-	○						

新規通知（令和6年度）							現行（令和5年度）							
	<p>n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p>	-	○										
	<p>o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	-	○										
第8 利用者への情報提供							第8 利用者への情報提供							

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）					
1 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</p> <p>b 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>g 入所（利用）定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>i 設置者及び職員に対する研修の受講状況</p> <p>j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>l 緊急時等における対応方法</p> <p>m 非常災害対策</p> <p>n 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く掲示されていない。</p> <p>・左記 a～o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。</p> <p>・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。</p> <p>・「ここdeサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。</p>	-	○						
1 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</p> <p>b 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>g 入所（利用）定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>i 設置者及び職員に対する研修の受講状況</p> <p>j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>l 緊急時等における対応方法</p> <p>m 非常災害対策</p> <p>n 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く掲示されていない。</p> <p>・左記 a～o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。</p>	-	○						

新規通知（令和6年度）						現行（令和5年度）					
2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。					2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。				
	<ul style="list-style-type: none"> a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 	・書面等により交付されていない。	-	○			<ul style="list-style-type: none"> a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 	・書面等により交付されていない。	-	○	
3	(略)					3	(略)				
第9	(略)					第9	(略)				
3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等						3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等					
第1						第1					
1	(略)					1	(略)				

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）											
<p>2 保育に従事する者の有資格者の数^④ 〔考え方〕^④ ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。^④</p>	<p>a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。^④</p>	<p>・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。^④ 〔※採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。〕^④</p>	<p>—^④</p>	<p>○^④</p>	<p>④</p>	<p>④</p>	<p>④</p>	<p>④</p>	<p>2 保育に従事する者の有資格者の数^④ 〔考え方〕^④ ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。^④</p>	<p>● 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。^④</p>	<p>・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。^④ 〔※採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。〕^④ ※ 「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月3日雇保発第0331003号通知）の第1の1のとおり、雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていること。〕^④</p>	<p>—^④</p>	<p>○^④</p>	<p>④</p>	<p>④</p>	<p>④</p>
第2～6（略）					第2～第6（略）											
第7 健康管理・安全確保					第7 健康管理・安全確保											
1（略）					1（略）											

新規通知（令和6年度）				現行（令和5年度）			
2 職員の健康診断	<p>a 職員の健康診断を<u>労働安全衛生法に基づき労働安全衛生規則に基づき</u>採用時及び1年に1回実施しているか。</p> <p>b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。</p>	<p>・実施されていない。</p> <p>・実施されていない。</p>	-	○			
3 (略)				3 (略)			
4 乳幼児突然死症候群に対する注意	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をき細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ <u>窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめている場合以外、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</u></p> <p>c 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p>	-	○			
5 a~h (略)				5 安全確保 a~h (略)			
	<p>i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。</p>	<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年4月1日「<u>感安第2号通知</u>」)に基づき報告が行われていない。</p>	-	○			
j~k (略)				j~k (略)			
第8 利用者への情報提供				第8 利用者への情報提供			

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）				
1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く提示等がされていない。 ・左記a～nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここdeサーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分	-	○	○	○	○	○	○
1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く提示等がされていない。 ・左記a～nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。	-	○	○	○	○	○	○

新規通知（令和6年度）						現行（令和5年度）					
2 サービス利用者に対する 契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者 に書面等による交付が されているか。 a 設置者の氏名及び住所又 は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につ き利用者が支払うべき額に 関する事項 c 事業所の名称及び所在 地 d 事業所の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供す るサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して 契約している保険の種類、 保険事故及び保険金額 g（提携している場合は） 提携する医療機関の名称、 所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け 付ける担当職員の氏名及び 連絡先	・書面等により交付され ていない。 ・左記 a～h の事項につ き、交付内容が不十 分。	-	○							
2 サービス利用者に対する 契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利 用者に書面等による交付が されているか。 a 設置者の氏名及び住所又 は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につ き利用者が支払うべき額に 関する事項 c 事業所の名称及び所在 地 d 事業所の管理者の氏名及 び住所 e 当該利用者に対し提供す るサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して 契約している保険の種類、 保険事故及び保険金額 g（提携している場合は） 提携する医療機関の名称、 所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け 付ける担当職員の氏名及び 連絡先	・書面等により交付され ていない。 ・左記 a～h の事項につ き、交付内容が不十 分。	-	○							
3（略） 第9（略）						3（略） 第9（略）					
4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等						4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等					
第1～第6（略）						第1～第6（略）					
第7 健康管理・安全確保 1（略）						第7 健康管理・安全確保 1（略）					
2 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・実施されていない。	-	○							
2 職員の健康診断	a 健康診断を1年に1回受けているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	・受けていない。 ・実施されていない。	-	○							
3（略）						3（略）					

新規通知（令和6年度）				現行（令和5年度）											
<p>4 乳幼児突然死症候群に対する注意</p>	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ <u>窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから</u>、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p>	<p>- ○</p>	<p>4 乳幼児突然死症候群に対する注意</p>	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ <u>仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため</u>、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を実施していない。【*】</p>	<p>- ○</p>								
<p>5 安全確保 a～h（略）</p>				<p>5 安全確保 a～h（略）</p>											
<p>i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。</p>				<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年4月1日成安第2号通知）に基づく報告が行われていない。</p>				<p>i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。</p>				<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、23初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号）に基づく報告が行われていない。</p>			
<p>j、k（略）</p>				<p>j、k（略）</p>											
<p>第8 利用者への情報提供</p>				<p>第8 利用者への情報提供</p>											

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）				
1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く提示等がされていない。 ・左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここdeサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分	- ○ - ○ ○	○ - ○ -					
1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 利用定員 g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 h 設置者の研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く提示等がされていない。 ・左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。	- ○ - ○ ○	○ - ○ -					

新規通知（令和6年度）					現行（令和5年度）				
<p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p>	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。</p>	<p>-</p> <p>○</p> <p>-</p>	<p>○</p> <p>-</p>	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。</p>	<p>-</p> <p>○</p> <p>-</p>	<p>○</p> <p>-</p>	<p>○</p> <p>-</p>
<p>3 （略）</p>					<p>3 （略）</p>				
<p>第9 （略）</p>					<p>第9 （略）</p>				
<p>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等に係るチェックシート（ひな形）</p>					<p>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等に係るチェックシート（ひな形）</p>				
<p>第3～第6 （略）</p>					<p>第3～第6 （略）</p>				
<p>第7 健康管理・安全確保 3 （略）</p>					<p>第7 健康管理・安全確保 3 （略）</p>				

新規通知（令和6年度）				現行（令和5年度）			
<p>4 乳幼児突然死症候群に対する注意</p>	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ <u>窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</u></p> <p>c 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を実施している。</p> <p>（具体的取組）</p>	<p style="text-align: center;">□</p>	<p>4 乳幼児突然死症候群に対する注意</p>	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ <u>仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</u></p> <p>o 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を実施している。</p> <p>（具体的取組）</p>	<p style="text-align: center;">□</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>						

新規通知（令和6年度）

現行（令和5年度）

別添様式

別添様式

（別添様式1）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
（印）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

（別添様式1）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
（印）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

新規通知（令和6年度）

現行（令和5年度）

（別添様式2）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
(印)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

（別添様式2）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
(印)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

新規通知（令和6年度）

現行（令和5年度）

（別添様式3）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
(印)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

（別添様式3）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
(印)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

新規通知（令和6年度）

現行（令和5年度）

（別添様式4）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
（印）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

（別添様式4）

（番 号）
（日 付）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 殿

都道府県知事（氏 名） 印

貴殿の設置（管理）する（施設の名称）については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称 ○○○○
施設 の 所 在 地 ○○県○○市××・・・
事業開始年月日 ○年○月○日
設 置 者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日
証明書交付年月日 ○年○月○日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県（○○部○○課）
（印）

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。